

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました5件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の農林水産業費、水産業費につきましては、三尾海藻倉庫新築事業でございます。繰越額は1,976千円で、その財源につきましては、一般財源でございます。

2件目の土木費、道路橋梁費につきましては、道路新設改良事業でございます。繰越額は5,683千円で、その財源につきましては、一般財源でございます。

3件目の土木費、道路橋梁費につきましては、交通安全対策工事でございます。繰越額は1,000千円で、その財源につきましては、国県支出金318,230円、地方債600千円、一般財源81,770円でございます。

4件目の土木費、住宅費につきましては、町営住宅和田団地屋根外壁改修事業でございます。繰越額は33,115千円で、その財源につきましては、既収入特定財源1,812千円、国県支出金16,557千円、一般財源14,746千円でございます。

5件目の消防費につきましては、上田井地区津波避難施設整備事業でございます。繰越額は18,215,100円で、その財源につきましては、国県支出金8,081,108円、地方債7,300千円、一般財源2,833,992円でございます。

以上、5件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第2 議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和4年6月より工事着手してまいりました上田井地区（南側）津波避難施設建設工事について、令和5年6月末をもって完成し、7月1日から避難施設として供用を開始する予定でございます。

このことにより、施設の名称及び位置に関する規定であります第2条中の表において、このたび完成する上田井地区津波避難タワーに関する事項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。公のというか構造物を設置する場合、善意無過失、いわゆる善管注意義務以上の注意義務が課せられると言われているはずですが。そういう観点から、今回のいわゆる追加となるこの上田井地区津波避難タワー、工事当初からいろいろ我々も報告をいただき、委員会のほうでも視察もさせていただきました。それで、今後の運用、それに間違いなく使用に耐え得るのか、また瑕疵担保責任はどうか。

それと、こういう構造物の定期点検であるとか、設置管理の要綱とか、あるのかないのか。ないのであれば決めないのか。例えば1年間になるのか、5年スパンになるのか。安心・安全のためのものである、それぐらいの配慮を町としては当然お考えなんでしょうけれども、そのあたりのところ、ご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、上田井地区の津波避難タワーについてですけれども、まず令和4年の6月から工事を着手してきたところでございますけれども、工事途中で湧水対策であったり、湧水対策として矢板を設置したり地盤改良の追加工事が必要となってきました、現在に至ってございます。その後、完成に向けて、6月30日をもちまして完成をする予定でございます。

なお、今後の運用についてでございますけれども、やはり構造物でございますので今後劣化等々もあるかと思っておりますので、注意深く、今後、町のほうでも点検をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、管理要綱等についてですけれども、特段それに向けての定めというのがございませんので、今後ちょっと考えさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） その答弁で充足されて問題はないのかなと皆さんお考えになられると思うんですけれども、もう1点だけ、いろんな工事、地盤改良、そんなのだったら今後またそれで間違いのないのかという不安がずっと出てくると思うんですよね、付近の方にしても。だから、そのあたり、工事業者。でも、設計監理になるのか、そこら辺はもう専門

的にはよく分からないので、いわゆる瑕疵担保責任というのか、そのあたりについてのお考えはないんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

監理に関する瑕疵担保責任ということでございますけれども、そういうことも含めまして、今後、考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

美浜町の国民健康保険税率は平成30年度から令和4年度まで5年間据え置いてきましたが、被保険者の減少、医療費の増大、所得の減少などにより、国保財政は厳しい状況になってございます。

前年中の所得がおおむね確定し、今年度の国民健康保険税額の試算を行いましたところ、現行どおりの税率では不足が生じてまいりますので、税率を上げる改正を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置について、令和5年4月1日以降に納期限が到来する令和4年度以前の年度分の保険税を対象に追加し、減免対象期間を延長する改正を行うものでございます。

第3条、第5条及び第5条の2につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、医療給付費分についての規定でございます。

第3条第1項は、所得割額に関する規定で、「100分の7.3」を「100分の8.3」に改めるものでございます。

第5条は、均等割額で、被保険者1人につき「26千円」を「31千円」に改めるもの  
でございます。

第5条の2は、世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では  
「21千円」を「22千円」に、特定世帯では「10,500円」を「11千円」に、特  
定継続世帯では「15,750円」を「16,500円」に改めるものでございます。

第6条、第7条及び第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額についての  
規定でございます。

第6条は、所得割額に関する規定で、「100分の2.3」を「100分の2.5」に  
改めるものでございます。

第7条は、均等割額で、被保険者1人につき「7,400円」を「9千円」に改めるも  
のでございます。

第7条の2は、世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では  
「6,300円」を「7千円」に、特定世帯では「3,150円」を「3,500円」に、  
特定継続世帯では「4,725円」を「5,250円」に改めるものでございます。

第8条、第9条及び第9条の2につきましては、介護納付金課税額についての規定で  
ございます。

第8条は、所得割額に関する規定で、「100分の2.0」を「100分の2.4」に  
改めるものでございます。

第9条は、均等割額で、被保険者1人につき「8,800円」を「10千円」に改める  
ものでございます。

第9条の2は、世帯別平等割額で、1世帯につき「5,100円」を「6千円」に改め  
るものでございます。

第23条第1項は、低所得世帯の国民健康保険税の減額に関する規定で、第1号は7割  
軽減世帯について、第2号は5割軽減世帯について、また第3号は2割軽減世帯につい  
ての軽減額の改正でございます。

第23条第2項は、未就学児に係る被保険者均等割の減額に関する規定で、第1号は7  
割軽減世帯について、第2号は5割軽減世帯について、また第3号は2割軽減世帯につ  
いての軽減額の改正でございます。

附則第14項は、新型コロナウイルス感染症によって収入の減少が見込まれる場合等に  
おける国民健康保険税の減免措置について、令和4年度以前の年度分であって令和5年4  
月1日以降に納期限が到来する保険税を対象とし、減免対象期間を令和5年3月31日か  
ら令和5年12月28日に延長する改正でございます。

次に、附則について申し上げます。

第1項は、施行期日等についてで、この条例は公布の日から施行し、改正後の美浜町国  
民健康保険税条例附則第14項は令和5年4月1日から適用いたします。

第2項は、適用区分で、改正後の条例は令和5年度分の国民健康保険税から適用し、令

和4年度分までは旧条例を適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。5年間据え置かれた保険税が今回大きく改正されたということで、これを見ますと、いろいろなケースがあり、なかなかちょっと分かりにくいというような感じを私は受けたんです。

それで、よく質問があります基本的なモデル世帯、40歳以上の夫婦で子どもが2人みたいな、そういうケースで、4年度だったらどんなだったって、今度、5年度改正後はこんなになるというような、ちょっとモデル的に教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

今まで議会のほうでも大体標準世帯というところで、世帯主、40代、給与収入4,500千円で、所得が3,160千円になります。配偶者の方、40代で所得がゼロということで、未就学児のお子様が2人、4人の世帯で、令和4年度におきましては国民健康保険税のほうで466,700円で、今回の改正によりまして、令和5年度に同様の所得世帯ということでございますと535,200円、68,500円の負担増ということになります。単身世帯、全く所得がないという世帯になりますと7割軽減ということになりますので、令和4年度で介護給付費なしの場合は年間18,200円、令和5年度になりますと20,700円、2,500円の負担増という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） すみません。この質問は合っているか合っていないか分からないんですけども、結構、僕の住民の方々から、美浜町はものすごく国保が高いとよく言われるんですけども、和歌山県で大体何番目ぐらいに高いんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 古山議員にお答えします。

令和4年度の県下の国保の税率表ですけれども、所得割、資産割、均等割、平等割とございまして、4方式、3方式というところで変わってくるんですけども、均等割と平等割の応益の合計でいいますと、和歌山県下では美浜町は24番目となっております。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 関連ですけれども、先ほど、上げる条件として国保財政が厳しい状況になっていると、そうおっしゃったと思うんですけども、国保財政が厳しい状況になっているということは、令和4年度実績で、令和3年度に比べたら医療費が伸びていると。伸びているからこの状態では、今年度予想される、確保できんので値上げしたと。そういう認識でいいんですか。医療費が伸びているから値上げせないかと。そこたいち

よって確認したいんですけれども。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 鈴川議員にお答えします。

医療費総額では伸びてないんですけれども、被保険者は減っていますので、1人当たり医療費が増加しております。

1人当たり医療費が増えているんです。医療費総額は変わってないんですけれども、被保険者が大分減っていますので、1人当たりの医療費が増加するということです。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 1人当たりが増えているということやね。全体は増えてないけれども、人数が減っているから。分かりました。

そうであれば、医療費が増えている要因、いろいろ考えられると思うんですけれども、コロナはまだ完全に落ち着いてないんですけれども、だんだんとしているので、病院行く人が増えたとか、入院している人が増えたとか、また、これ、うがった見方ですけれども、子ども医療費が充実したんで、高校生になったんで、やっぱり町の負担が増えたんで1人当たり増えてきたとか、そこたい、1人当たりの増えたという要因について、担当課としてはいろいろ種別の総額が分かると思うんでね。そこたいどう判断されていますか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 国保の医療に通院する分とか入院する分とあるんですけれども、入院のほうが増加したりとか、コロナの影響はやはりあります。年度によってばらつきありますけれども、受診控えというのもございましたけれども、それが受診し出したら医療費は当然増えてくるんです。それで1人当たり医療費が増えてきたのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。今度、5年ぶりということなんですけれども、9年に県下統一されるんですけれども、基金が83,347,344円ですか、あります。今年、年度初めに20,000千円繰入れして、これ今度上がりますよね。ほいたら、去年は33,000千円だったかちょっと記憶があれなんで、ちょっと違うていたら言うてほしいんですけれども、33,000千円ぐらいだったと思います。ほいたら、これであと5年間そうやって来てから据置きで、今度ウツということで税制変わるんで、後の4年間のうち、どんな見通しをしてられるのかなというところをちょっとお願いします。基金との関係もございます。お願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

確かに令和4年に33,000千円の基金の繰入れいたしました。それで令和4年度末の基金残額としましては83,347,344円ということで、そこで5年度も一応

20,000千円の繰入れしております。ということは、今年度末で63,000千円ぐらいということで、ずっと20,000千円、20,000千円を入れてしまったら、もうあと3年で底ついてしまうわけなんですね。それで、やはり令和9年に県下統一されても基金ゼロというわけにはいかないんで、少しずつ基金の繰入れも減らしながら、安定的な運営を目指したいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 今の基金なんですけれども、さっき24番目ということをおっしゃっていましたが、例えば基金がなければどれぐらいになるもので、また、統一したときの差というか誤差というか、もともとないもんが出てきた、繰入れしてないということになってくると、どれぐらい金額の差が出ているんですか、実際。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 北村議員にお答えします。

この5年度につきましても、当初予算では20,000千円、基金一応上限として繰り入れるという形になっています。その20,000千円分が税率に乗ってくるという形になりますんで、単純に1,000世帯ちょっとになってくるんですけれども、その世帯で割りますと20千円ぐらい、世帯で。単純に割りますと、そういうふうな形になってくるかと思えます。

今現在、標準保険料率というのが県から示されているんですけれども、その1世帯1人当たりの合計が令和5年度でいきますと88,397円ということでございます。今年度の令和5年度の改正によりまして、美浜町の税率でいきますと85千円、大体3,397円が標準税率よりも低くなってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。最初のほうで聞いたらよかったですけれども、今回、各項目全ての同僚の質問がそういう値が上がっていると思うので、このあたり、運営協議会へどのような諮問を、諮問をされてこうなるんですよね、理解が違ったらちょっと言っていたらと思うんですけれども、どれぐらいの倍増して、それで何か意見があったのか、圧縮されたのか、そのままだったのかとかそのあたり、ちょっと運営協議会への諮問とか内容、結果、発表できるところだけで結構ですけれども、お願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 令和4年度の国民健康保険運営協議会におきましては、20,000千円を繰り入れたら1人当たりこれぐらいになりますよ、20,000千円を繰り入れなかったら幾らになりますよというふうな格好で、繰り入れて対前年度比を11.7%増に抑えたいというふうな諮問をいたしました。

意見としましては、やっぱり国保の被保険者さんもおられますんで、少しでもやっぱり

安いほうがええよという意見とか、あんまりそんなに急激に上げんと、段階的に上げてほしいなというふうな。令和9年、合併したら高くなるというのは理解されているんですけども、やっぱりそんなにぼんぼんぼんぼん上げずに、中長期的に考えてほしいなというふうな意見はございました。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例及び美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例及び美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

まず、前段として、子どもを育てることは日本の未来を担う人材を育てることであり、このことを社会全体で支えていく必要があると考えます。その社会全体で支える施策の一つとして、子育て世帯における経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境をより一層整えていく、そしてこのことが少子化対策や子育て世帯の定住・転入の促進につながり、持続可能な町づくりの一助となります。

今回の改正は、この考えの下、ひまわりこども園及び町立小・中学校それぞれの給食費について、令和5年7月1日より恒久的に無償化といたしたく、関係する条例において所要の改正を行うものでございます。

第1条として、美浜町立ひまわりこども園条例の一部改正でございます。

附則第4条の追加は、本則第20条第2項により徴収することとなっています3歳児から5歳児である1号及び2号認定の子どもに係る給食費について、令和5年7月1日以降は徴収しないとする特例規定を本則に関する附則において設けるものであります。

なお、このひまわりこども園給食費の徴収に関する特例については、対象となる子どもが美浜町の区域内に住所を有するという条件を付して行うものであることから、ただし書にて、町内での居住を要件とする旨の例外規定を設けてございます。



続きまして、第2条、美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正でございます。

附則第4項の追加は、本則第4条第1項により徴収することとなっています学校給食費について、本則第2条第4号で定める学校給食費負担者のうち、保護者に限り、令和5年7月1日以降は徴収しないとする特例規定を本則に関する附則において設けるものであります。

なお、生活保護法に基づく教育扶助につきましては、義務教育に伴う学校給食費も対象とされ、国4分の3、県4分の1の負担割合で制度化されていることから、ただし書にて、教育扶助を受給されている場合は、この町立小・中学校給食費の徴収に関する特例の例外となる旨、規定いたします。

附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日からの施行としています。

最後になりますが、昨年10月からの子育て世帯への物価高騰支援策と同様、認可保育所や幼稚園等のほか、美浜町立以外の小・中学校に在籍している、また食物アレルギー等により学校給食の代わりにお弁当を持参するといった場合についても、7月以降に係る給食費相当額として子育て世帯負担軽減支援金を支給する予定で、その所要額については一般会計補正予算（第4号）にて計上してございます。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、谷です。大まかなことをお聞きしたいです。

まず、今の説明の中に、社会全体で支えるというような文言がありました。この社会全体で支えるということで、この社会全体、全ての方のコンセンサスが得られていると考えているのか。

また、それと同じような疑問であります。対象外という表現がいいのかどうか分かりませんが、こういう給食費の給付というかそういうところを受ける所帯じゃない方、親類縁者にそういう方がいない方、そういう方が素直に不公平感を訴えられます。そういうことはお聞きします。そのことについてのこのあたりの消化はどうされるのか。

それと、根本的な公金の負担をこの僅かの短いところで恒久化、一般質問の中でも、未来永劫、数千万円の一般財源の持ち出しをするのかというような話もしましたが、その根本的な公金負担を何か安易に決めていっているように、ではないかというふうな指摘も聞きましたので、そのあたりのことについて改めて説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、全体のコンセンサスが得られているのかということからでございます。この制度設計をするに当たりまして、いろいろ勉強させていただきました。総理の発言であつたり、他の自治体の無償化に関する考え方というところを踏まえまして、

今回、細部説明でさせていただいたところでございます。同時に、当然根本的な部分として、町長の公約というところもあるというところでございます。

それから、2点目でございます。子育て世帯に関する支援策ということでございますので、対象とならない住民の方々との不公平感というのはあるかも分かりませんが、私どもについては、やはり子育て世帯の経済的負担によって、結婚もしくは子どもを産み育てるといふところのデータというのも文科省なりの2021年度データも拝見しております。そういうところで、やっぱり経済的負担の軽減という施策をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 答弁に関しては、大いに不満であります。社会全体で支えるのかという話なので、いや、美浜町で支えるという話ならあれでしょうけれども、そんなふうな最初の説明であれば、自己の考えを言うと、すみません、言うて申し訳ないですけども、そうするとそれは国の話ではないんですかね。美浜町で云々とか地方公共団体でのレベルの話ではなく、国全体で社会で支えるとかというような文言が出るというのが一般的な捉え方と考えられていると思います。

最終、施策なので見解の相違というような話になるかもしれませんが、再度一遍、もう一度、僕が今、住民の方からの指摘も受けながら、関係のないという表現は悪いですけども、なぜ私たちの税金で一部の方へ、ほかの施策もそうでしょうけれども、そんなふうな意見も聞くところがあります。そんなところをしっかりと、そうではなくて、私がこんなことを言うのもあれでしょうけれども、社会全体、町全体で支えると、町がああなっとなっとなって、やがてはこれが町全体、町民の全体の利益になるであるとか、そんなふうな単純明快な説明、理論というのはお持ち合わせじゃないんですか。

そんなふうにして施策は進めていくべきものというふうなことが一般的な理解と思いますが、この件については個別担当課に聞いていても致し方ないと思いますので、町長、しっかりと、なぜ全体であるのがいいとあなたはお考えになってこれを恒久化をして絶対やるんだというふうにされたのか、そのあたり、もっと。何か一部の方だけの声で始まったように、違うかとかいうような声も聞かないこともないですし、その辺、つき交ぜて皆さんが納得いただけるような、そういうような答弁をすべきだと思いますが、いかがですか、町長。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この給食費無償化、公約に出したのは、もともと私も考えとしては、お子さんにご飯を食べさせるのは親の役目やというふうには最初は感じておりました。しかし、区長会の視察なんか行ったりもしたときにも、区長の一部の何人かが、もうそろそろやっぱりそういうこともしていったほうがいいんじゃないかというふうなこともお聞きしながら、あと、給食費無

償化にしているほかの市町の首長が、これをすると周りのところへ出ていかない、転出していかないよと。するのであれば、周りがしていないうちにしたほうが町も転出を防げるとか、そういうこともいろいろお聞きした中で、今、物価高騰のこういう影響もありますし、やはり人口減少と言われている中で進めていきたいというのを担当課とも話をして、やはりこれは県の知事も進めていることです。国のほうも今そういう話が少し出ております。だから、私としたら、やっぱりこれは国・県、町で児童手当のようにやったらええん違うかなという思いもあります。そういう形でこれを出させていただいたということです。以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今のご答弁に大きな不満があるわけではないですが、なぜやるかとか、そこまではよく分かるので、先ほどの他の既に実施されている首長さんの意見で、出ていかないよと。じゃ、出ていかなかったらこういうメリットが町にあると。その説明をしていくのがこの施策の普及とかそういうことだと思うんですけども、とにかく、やったらこうなって、やがてはこうなると、先の話があるからこれやるんでしょう。出ていかない、要は転出が少なくなる、そういうことだろうと思いますけれども、そういうことを町全体の利益、利益という用語弊ありますけれども、町の発展につながるであるとか、そういうビジョンの説明は、そういうお考えはないんですかね。そういうビジョンはどうなんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

先ほども人口減少と、私も重きを置いていきたいので、これでとどまってもらって、またよそからも、美浜町に住んだら給食費も無料やし、いろんな学校への多様な考えもあるということで、また入ってきてもらいたい、そういうことも将来的に考えて、やっぱり美浜町が活性化していけるということで考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町立ひまわりこども園条例及び美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免措置について、令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを対象に追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日から適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。単純に対照表も見てちょっとよく理解できなかったんで、国保のところでも何か同じような附則14条中、何か納期限を、同じような文言の説明があるんですけども、と同じような理解で、要は何か納期限を延ばしてくれるというふうな理解でいいのか、そこだけの質問です。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

今回の改正につきましては、国のほうからの財政支援があったんですが、新型コロナウイルス感染症のほうで5類に令和5年の5月に変更になったということで、令和4年度までの分の保険料が対象で終了となります。それで今回、4年度分で行きますと、4年度末、例えば3月に65歳になって資格を取得した方についての納付期限というのが令和5年4月30日とかという形で納期限が延びるのであるんで、その分を対象に追加するための今回の改正になります。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、第1回定例会でご承認いただきました骨格予算に肉づけ予算として補正をさせていただくもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億68,333千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億14,381千円とするものでございます。昨年度の当初予算と比較しますと1億2,816千円の増額となっております。財政調整基金からは2億60,000千円を繰入れし、今年度の財政調整基金からの繰入れ総額は3億20,000千円となっております。

まず4ページ、第2表債務負担行為補正の追加は、地域福祉センター照明設備借上料によるものでございます。

5ページ、第3表地方債補正の追加は7件ございまして、乳幼児・子ども医療費助成事業、次世代野菜花き産地パワーアップ事業、海藻倉庫新築事業、水産加工販売施設整備事業、観光トイレ整備事業、消防団消防車両更新事業、給食費無償化事業によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

9ページ、分担金及び負担金、分担金、土木費分担金175千円の追加は、小規模土砂災害対策事業でございます。

負担金、教育費負担金、こども園費負担金2,488千円の減額と、学校給食費負担金17,076千円の減額は、ひまわりこども園と小・中学校の給食費無償化によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金14,786千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。補助率は100%でございます。

国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、水産業費補助金15,232千円の追加は、防衛施設周辺整備助成補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

総務費国庫補助金55,818千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

11ページ、衛生費国庫補助金5,860千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。補助率は100%でございます。

県支出金、県補助金、衛生費県補助金100千円の追加は、和歌山県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金でございます。

農林水産業費県補助金12,010千円の追加は、農業費補助金で、農作物鳥獣害防止総合対策事業50千円と、農地集積・集約化等対策事業（機構集積支援事業）2,313千円でございます。担い手への農地の集積・集約化を促進するために、農業委員会等が行う事務に要する補助金でございます。

林業費補助金6,947千円の追加は、森林病虫害等防除事業補助金3,330千円、

市町村民の森事業補助金3,305千円、松くい虫防除事業損失補償金312千円でございます。

水産業費補助金2,700千円の追加は、河川流出物等回収事業補助金300千円、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業2,400千円でございます。

消防費県補助金750千円の追加は、わかやま防災力パワーアップ補助金でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は2億60,000千円を取り崩すものでございます。

森林環境譲与税活用基金繰入金は1,452千円の追加でございます。

13ページ、繰越金、前年度繰越金9,173千円の追加は、財源調整でございます。

諸収入、雑入5,041千円の追加は、コミュニティ助成4,700千円で新浜王子遊園地の遊具新設工事に係る助成、雇用保険料自己負担分は56千円、ALT住居賃貸借契約保証金返還金は285千円でございます。

町債、消防債42,700千円の追加は、緊急防災・減災事業債で、消防団消防車両更新事業に充当いたします。充当率は100%でございます。

教育債以下、民生債までは、過疎対策事業債で、充当率は100%でございます。

教育債19,000千円の追加は、給食費無償化事業に充当いたします。

商工債1,900千円の追加は、観光トイレ整備事業に充当いたします。

農林水産業債33,900円の追加は、次世代野菜花き産地パワーアップ事業に6,100千円、海藻倉庫新築事業に20,000千円、水産加工販売施設整備事業に7,800千円を充当いたします。

民生債10,000千円の追加は、乳幼児・子ども医療費助成事業に充当いたします。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、全般的には人件費の補正がございますが、昇格を含む4月の人事異動等により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減でございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも、共済費の補正がございます。

15ページ、議会費の補正額102千円の追加は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費2,780千円の追加は、人件費の補正と、委託料275千円の追加は職員研修委託料、備品購入費100千円の追加は机の購入費でございます。

文書広報費7,220千円の追加は、委託料で、動画制作委託料70千円と個人情報安全管理措置対応業務7,150千円でございます。

財産管理費3,271千円の追加は、需用費、修繕費は、障害者用駐車スペースと玄関スロープ通路への屋根設置費用でございます。

委託料では、機構改革に伴う所管課の変更、策定以降の固定資産台帳との整合を図るための公共施設個別施設計画更新業務でございます。

電子計算費8,290千円の追加は、役務費60千円はポケットWi-Fiの使用料、委託料1,870千円は人事給与システム定年延長対応委託業務、使用料及び賃借料は庁舎内のプリンターを更新するため、備品購入費4,200千円は複写機の購入費用でございます。

17ページ、諸費、償還金利子及び割引料470千円の追加は、令和2年度及び令和3年度での子育て世帯への特別給付金等の償還金でございます。

地方創生事業費600千円の追加は、県人会世界大会ふるさと巡り受入補助金でございます。10月にカナダやメキシコの和歌山県人会の方66名が、ふるさと巡りツアーのため、美浜町を訪問される予定となっております。

新型コロナウイルス感染症対策費は1億6,301千円の追加で、その内訳は、令和5年6月1日現在、住民基本台帳に記録されている方に対して、1人当たり10千円の商品券を発行する第4弾みはま応援商品券に要する費用が事務費と事業費合わせて69,665千円と、令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当り30千円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金が事務費と事業費合わせて36,636千円でございます。

徴税費と、19ページ、戸籍住民基本台帳費の減額は、人件費の補正でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費123千円の追加、国民年金費50千円の追加は人件費の補正でございます。

老人福祉費9,574千円の追加は、人件費の補正と、需用費、修繕費は三尾風速荘の雨戸シャッター取付け費用、扶助費4,188千円の追加は、外出支援事業で、従来は75歳以上のみで構成される世帯を対象としていましたが、今後は75歳以上の方全員が対象となるようにするものでございます。

繰出金2,687千円の追加は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費458千円の追加は、人件費の補正と、使用料及び賃借料416千円は障害福祉業務総合支援ソフト使用料でございます。

福祉センター管理費391千円の追加は、福祉センターの照明、非常灯、誘導灯をLED化するための照明設備借上料でございます。

21ページ、地域包括支援センター運営費5,165千円の追加は、人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費19,748千円の追加は、役務費は火災保険料と確認申請手数料、工事請負費17,600千円の追加は新浜王子遊園地の遊具新設工事、負担金補助及び交付金2,111千円の追加は子育て援助活動支援事業負担金で、ファミリーサポートセンター加入に係るものでございます。

児童措置費50千円の追加は、人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費5,985千円の追加は、人件費の補正でございます。

24ページ、負担金補助及び交付金のがん患者医療用補整具購入費助成事業補助金は、がん患者のウィッグ等購入に係る補助金でございます。

繰出金13,768千円の追加は、水道料金の減免分の水道会計繰出金でございます。

予防費30,992千円の追加は、職員手当等、需用費、役務費と、委託料の電算処理委託料や、新型コロナウイルス予防接種委託料等は令和5年度分のコロナワクチン接種に要する費用で、インフルエンザ予防接種委託料9,844千円は65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種委託料で、自己負担額は無料でございます。

扶助費1,520千円の追加は、子どもインフルエンザ予防接種の助成費で、1回当たり2千円を助成いたします。

環境衛生費6,028千円の追加は、火葬炉設備工事でございます。

清掃費、塵芥処理費50千円の追加は、需用費で、カラス等対策ネットを購入するもので、一般家庭ごみ収集時のカラスなどによるごみ散乱防止のため、3世帯以上が利用するごみ集積場所に対して、ごみ散乱防止ネットを支給いたします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費3,060千円の追加は、人件費の補正と、26ページ、旅費323千円の追加は農業委員研修費用、需用費、役務費、委託料の追加は、機構集積支援事業で、農地の利用状況調査や農地所有者への利用意向調査に要する費用でございます。

農業総務費3,368千円の追加は、人件費の補正と、負担金補助及び交付金で狩猟免許等取得支援補助金を計上しています。

農業振興費13,730千円の追加は、農業用ビニールの廃棄処理費を助成する営農活動推進事業助成金と次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金でございます。

農地費1,660千円の追加は、需用費は樋門の修繕で、工事請負費は町単独工事、原材料費は水路目地補修材や防草シート購入費でございます。

林業費、林業総務費20,871千円の追加は、保安林作業員会計年度任用職員5名分の人件費と、28ページ、役務費139千円の追加はドローンの利用に係る保険料と作業講習受講料、委託料5,720千円の追加は松くい虫防除事業費と林地台帳を整備するための台帳サポート支援業務委託でございます。

使用料及び賃借料2,175千円は、道路沿いの支障木等を伐採するためにクレーンやダンプを借り上げる費用、工事請負費2,100千円の追加は保安林内防護柵等修繕工事でございます。

原材料費215千円の追加は、抵抗性クロマツ苗木を購入し、備品購入費1,000千円の追加は、枯れ松調査等に利用するためのドローンを購入いたします。

積立金150千円の追加は、森林環境譲与税活用基金への積立金でございます。

水産業費、水産業振興費44,105千円の追加は、役務費で水産加工販売施設新築工事に係る建築確認申請手数料、委託料は河川流出物等回収事業1,000千円の追加と防衛施設周辺整備助成事業による水産加工販売施設新築工事設計委託業務23,051千円



の追加でございます。

工事請負費20,000千円の追加は、三尾海藻倉庫新築工事で、過疎対策事業債を充  
当いたします。

漁港管理費700千円の追加と、29ページ、漁港建設費3,000千円の追加は、三  
尾漁港及び海岸保全に係る費用でございます。

商工費、観光費3,454千円の追加は、キャンプ場管理棟の修繕費440千円、委託  
料はキャンプ場等の支障木伐採業務と三尾観光トイレ改築工事設計委託業務1,980千  
円でございます。

使用料及び賃借料274千円は、支障木伐採に使用する重機借上料225千円、USE  
N使用料49千円は、キャンプ場で使用するものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費170千円の追加は、人件費の補正でございます。

道路橋梁費、道路橋梁総務費308千円の追加は防犯灯新設、道路維持費12,430  
千円の追加は道路作業員会計年度任用職員1名分の人件費と、32ページ、需用費700  
千円の追加は修繕費、工事請負費10,000千円の追加は町内5か所の町道舗装修繕工  
事、備品購入費70千円の追加は土木用機材購入費でございます。

道路新設改良費84,242千円の追加で、役務費は不動産鑑定料100千円、地積測  
量図作成手数料4,550千円は町単道路拡幅工事に伴う分筆及び意見書作成費でござい  
ます。

委託料は、跨道橋点検委託業務1,000千円、小規模構造物点検委託業務4,000  
千円でございます。

工事請負費67,500千円の追加は、町単独工事で、主なものは、今池本ノ脇線改良  
工事、入山周囲2号線改良工事、田井縦貫3号線改良工事、浜ノ瀬西川線改良工事など  
でございます。

公有財産購入費4,700千円の追加は道路拡幅工事に伴う用地買収費、補償補填及び  
賠償金2,392千円の追加は道路拡幅工事に伴う電気通信設備移転補償費でございます。

河川海岸費、砂防費1,487千円の追加は、県土砂災害対策事業に対する負担金で  
ございます。

33ページ、港湾費、港湾管理費114千円の追加は、浜ノ瀬緑地公園の光熱水費で  
ございます。

住宅費、住宅管理費3,000千円の追加は、大浜団地炊事場棟解体撤去工事費でござ  
います。

消防費、消防施設費42,920千円の追加は、消防車両購入に伴うものでございます。  
役場本部班の水槽付消防ポンプ車と入山班の小型動力ポンプ積載車を購入いたします。

災害対策費1,500千円の追加は、わかやま防災力パワーアップ補助金を活用し、本  
ノ脇地区の防災資機材倉庫の整備に要する費用でございます。

教育費、教育総務費、事務局費230千円の追加は、人件費の補正でございます。

外国青年招致事業費100千円の追加は、ALT住居賃貸借契約保証金で、現住居に係る契約を改めて締結するものでございます。

35ページ、小学校費、学校管理費1,207千円の追加は、6月下旬のプール開きまでを目標に取りかかっている和田小学校プール男女更衣室の修繕費用を補填するものでございます。

教育振興費959千円の減額は、学校給食費の無償化に伴い、7月以降においては、経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者への学校給食費に係る就学援助費の支出が不要となることによるものでございます。

中学校費、学校管理費16,511千円の追加は、4月着任の講師について、県と町との負担割合が確定したことによる報酬、職員手当等、共済費など人件費の補正と、需用費3,042千円は、校舎内防火シャッターへの危害防止装置の取付け等に要する修繕費、役務費698千円は、アリーナなどの床面に水滴が確認され、屋内運動場の屋根を内外両側より調査、これに要した費用を補填するもの、委託料9,856千円は、校舎や特別教室棟などの施設について長寿命化改修事業に着手していくことから、外壁や屋根、屋上等に関する劣化状況の調査と評価、加えて、改修内容と工法の選定、工区設定と工区別の工程計画、学校運営への影響の検討・協議などといった改修事業の基本的な計画設計、これら一連の業務を建築設計の知見に基づき実施するもの、工事請負費2,400千円は、屋内運動場内に設置されているつり下げ式電動バスケットゴールの解体撤去工事であり、現状、片方の昇降装置が故障、つり下げ部分の接合ずれや鉄パイプの湾曲、既にメーカーも存在せず、長らく使用されてもいない、これらを勘案し、撤去するものでございます。

教育振興費688千円の減額は、小学校費と同様で、無償化に伴い、学校給食費に係る就学援助費の支出が不要となることによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費1,718千円の追加は、人件費の補正と、37ページ、負担金補助及び交付金では、「文化や芸術に触れることで、子どもたちの心に豊かな情操が育まれる」、このことを目的に、3歳児以上のクラスや子育てつどいのへやにおいて、美浜町文化協会の方々による講座を5回程度、園児などの年齢に応じたアレンジを施していただき実施する事業として、みはま文協わくわくキャラバン事業補助金250千円と、子育て世帯負担軽減支援金（保育所等給食費）1,171千円は、認可保育所や幼稚園等に在籍しているお子様がいる世帯を対象に7月以降の9か月間における給食費相当額を支援金として支給するものでございます。

社会教育費、社会教育総務費104千円の追加は、人件費の補正でございます。

公民館費1,160千円の追加は、パートタイム会計年度任用職員1名、7月以降3か月分の人件費の補正と、高圧受電設備のうち経年劣化が想定される高圧気中開閉器の交換費用などの修繕費でございます。

文化振興費171千円の追加は、平成7年3月に作成された美浜町文化地図の改訂に伴う文化財保護審議会委員報酬50千円と、レイアウトなどデザイナー1名の作成委託料121

千円でございます。

保健体育費、保健体育総務費61千円の追加は、昨年度、和歌山県との共催により実施した煙樹ヶ浜でのスポGOMI大会を今年度も12月に予定し、その賞品費用としての報償費、39ページ、体育施設費1,243千円の追加は、体育センター正面玄関ひさしなどの再塗装に要する修繕費でございます。

学校給食施設費1,501千円の追加は、町外の小・中学校に在学しているお子様がいる世帯などを対象に、7月以降の9か月間における給食費相当額を支援金として支給する子育て世帯負担軽減支援金（学校給食費）でございます。

公債費、元金81千円の追加、利子178千円の減額は、平成24年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより、元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたのでご覧いただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時30分です。

午前10時十三分休憩

———・———  
午前10時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。地方債のところ、ちょっとお願いします。

今回かなり7件で1億7,500千ということで、そのうちの過疎対策事業債を使っているのが6件、それで、緊急防災が1件ということで、有利な起債を使っているということで、100%充当率の70%交付税措置ですか、何かそれ使っているということでよく分かります。

そしたら、私ちょっと思うんですけども、過疎対策事業債、3月のときに50,800千ですか、それで今回6月で64,800千、1億15,600千ということだと思っんですけども、美浜町の過疎地域持続的発展計画の中の事業計画に沿って、この過疎債を使うと思うんです。それで、ここで過疎債1億15,600千で、大体1年間にどれぐらいの金額を計画立てて、過疎債を使って、この持続的発展計画の事業計画にのっとってやるように計画を立てていただけるのかなと思って。それは、大まかにメニューによっていろいろあると思うんですけども、大体の水準というんですか、そんなん何か考えておられるんだったら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今後の計画ということだとは思いますが、将来的に何年にどの事業をやるということについては、今の時点ではありません。その都度事業がありましたら、適正性のある事業については過疎債を充当していく。ハード事業、ソフト事業ありますが、またソフト事業については所要額といいますか、美浜町での枠というのも限られておりますので、その枠内で充当していくということで措置をするものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 美浜町の枠があるんでということなんで、ああそうなんやなと思いました。

それで、今年度末の現在高の地方債の残高34億51,853千円ということで、割と今までの、ここ二、三年だったらちょっと下がってきていると思うんです。それで、この間の決算のときにも聞いた中で、元金償還金内で今後借り入れていくかなというように言われていたと思うんで、今年だったら3億17,457千円ぐらいかなというような感じで私もイメージしておりました。

ほやさかいに、今、美浜町の枠があるということで、ちょっとこういう質問もおかしいんですけども、こんなような感じでずっとだんだん残高が増えていくというか、3割の一般財源やと思うんですけども、残高としたらやっぱりこう増えていくと思うんです。その辺の展望というか、大体どれぐらいの残高ぐらいまでとか、何か返しながら、償還しながらいくさかいに、どれぐらいの枠というようなお考えというか、計画というんか、あったらちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 償還金についてですが、過疎債がない時点では償還計画ということで計画がありまして、見通しも立てておりました。また、令和5年度については、償還金が最高になるという見通しもありました。以降、減っていくということで、見通しはありました。ただ、今回また過疎債が活用できるということで、その分の償還も改めて発生することが見込まれます。

ただ、町の基本姿勢としては、償還金以内の起債の借入れということを原則としておりますので、過度な借入れをしないよう、償還金が増えていかないように調整して、今後活用していく予定でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） その大まかなことまで展望が開けない、現実的に今まで聞いたことなかったんですよ。この過疎債であるとか、緊急防災とかでも、これ例えば据置きがどれぐらいあって、何年の何回払いであるとか、過疎債やったらこれ全部一緒になるのかな。その辺、ちょっとお教え願いますか。

それと、いわゆる基準財政需要額への算入は、元利の7割で算入されるのかどうかもお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 基本、過疎債については、12年の償還期間というものが基本となっています。事業によってありますが、基本は12年償還ということになっております。

それで、元利の70%というのは、議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 据置期間はないのか。

それと、通常といったら語弊がありますけれども、緊防のほうも据置きがあるのかとか、これも元利のあれかな。交付税措置とかその辺もちょっと含めて、もう一度お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 据置期間は3年間ございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません。あと、緊急防災減災事業債については、元利償還金の70%は、普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） みはま応援商品券なんですけれども、これを商品券ですというのは、やっぱり事務手数料とかいろいろかかってくると思うんですけど。今マイナンバーカードで公金のための口座をひもづけたり、公金を直接そこへ流せるようにできるようになってきていると思うんですけども、これ現金でというようなことは考えられなかったんでしょうか。

ついでにと言ったらあれなんですけれども、今のマイナンバーカード、美浜町どれくらい普及しているか。公金口座どれくらい、何%ぐらいかというのをちょっと教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 商品券事業について、碓井議員にお答えいたします。

やはり商工業といいますか、事業所の方たちもこの物価高騰についての影響を受けておられます。やはり現金よりも商品券で、それは事務費はかかりますけれども、やはりどちらもうまくそれを活用してもらって、事業所にもそういうお金が入ればという思いで、商品券という形を取りました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） マイナンバーカードの普及率と公金口座のことですけれども、今現在、5月31日現在ですけれども、交付率につきましては86.5%です。ちなみに申請率ですけれども84.5%になります。それで、公金口座の登録の状況ですけれども、そちらについては我々情報は見られないところがありますので、ちょっと把握ができておりません。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） マイナンバーのほうは、ありがとうございます。

町長のおっしゃった事業所云々かんぬんというところ、もちろん事業所というのも大事やと思うんです。でも実際の話、今まで3回これやってきて、美浜町、これをしっかり使える事業所どれだけあるか。

例えば、これ光熱費が上がっているとか、そのための町民に対するサービスというような形になると思うんですけれども、ちょっとでも安いところで買物をしたいとかと考えたときに、美浜町でどこのスーパー使えますかとか。その使う人、消費者のほうに立ったら、この商品券、非常に使いづらい面が多々あると思うんです。実際、僕なんかも使っても、使う場所がない。そういうことが多いです、美浜町内というのとは。

まあ言ったら、現金の給付だった場合に、どこでも使えますよね。御坊市内でも使えますし、御坊市内で使うのがええとか悪いとかそういう話じゃなくて、光熱費が上がって生活が大変やから出しました。それをなるべく安いところで、うまく使いたいというのが消費者の気持ちやと思うんです。そっちをまず酌むというのが本来やと思うんです。その辺、どうでしょう。うちのほうも、私ところも事業所やって、それはこのチケット扱っています。ですが実際、使う消費者の立場に立ったら、なかなかそれは使いづらいと思うんです。その辺を鑑みて、どう思いますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

そういう商品券で、どこかでガソリンとか、スーパーも一部ですけれどもあります。そういうところで買物していただいて、それでその分をほかへ回していただいたらいいんじゃないかなというふうに私は考えます。もちろん、アンケートなんかも使いづらい、もっと御坊市とかで使えたらいいのというお話もありますけれども、やっぱり美浜町でお金を使っていたきたいという思いもあります。

前に北村議員も一般質問で、現金出しませんかというお話のときにも、現金は、私は今考えておりません。現金となると、使わないということもあります。貯金してもいいんじゃないですかということもあつたんですけれども、やはり、どちらもウィン・ウィンになれるよという考えもありましたので、やはり使い勝手が悪いというお声もありますけれども、でも商品券あつたらうれしいよと。事業所の方もやっぱり商品券あると、皆さん来てくれるんでうれしいよというお声も聞いていますので、そういうことも考えまして、商品券という形にいたしました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） もう一回だけあれなんですけれども、もう一つ聞きたいんですが、今、私がお伝えしたところは、これは私の気持ちとしては、商品券は使いづらい、だからやめておいてもらいたいというのは、それはもうそうなんですけど。

それと、これ事業委託、業務委託していますよね。今86%、マイナンバーのやつで使うと、公金のところは分からないということなんで、あれなんですけれども、もし、そういう振込の形を取った場合にこの事業費ですよ。分配するお金やなしに、そのための事務手数料というのはどれくらいかわってくると思われませんか。どっちのほうの方が得やと思われませんか。例えば10千円配るのが、11千円配れる可能性もありますよね。その辺のところ、どんなにお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） すみません。先ほど、マイナンバーカード普及率でちょっと間違っていましたので、訂正させてください。先ほど申しました86.5というのは、申請者に対しての86.5で、住基人口からいきますと現在73.2%です。すみません、訂正いたします。申し訳ございません。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員おっしゃるように事務手数料、委託するよりも、それはもう振込手数料のほうが安くつくと思います。それでも、やはり効果と言いますか、そのお金を配布しての効果ということを考えましたら、やはり、住民の方も事業者の方もどちらもいいようにと考えましたら、そういう商品券のほうがいいんじゃないかという考えに至りました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 関連です。商工と住民の方とウィン・ウィンとおっしゃいましたが、使いづらいと言っているところの住民さんがおられる中で、ウィン・ウィンという言葉がそれが正しいのかどうか。何で商工がもうけてもらわなあかんのというのは語弊ありますけれども、このお金というのは、基本的に商工ももうかってもらうお金という理解でいいですか。

私、先ほど一般質問でというお話を受けたので、ちょっと反応してしまったんですけれども、光熱費が高くなったり、物が高くなったりするから、その穴埋めでお願いしたいという私の一般質問でしたので、町長のお考えとしては、商工の方と消費者の方がウィン・ウィンでやっていくのがベストやという考えの商品券なんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） まず、やはり物価高騰の観点から、これで何かを買っていただ

いて、その分、余っているというのはおかしいんですけども、そのお金をこちらで、また電気代とか、そういうふうに戻していただけたらなという強い思いはあります。

けども、私もやはり商工会ともそうやって連携しているというか、商工会の活性化が町の活性化につながっていくというふうにも感じておりますので、そういう言葉を使わせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 否定していないんですけども、使ってくれというのが大前提で、貯金してくれるなという理解でいいですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 貯金というふうには、一番考えてないところです。何かその分をどこかへ、この分をこちらへ回していただけたらなという、そういう思いでございます。やっぱり貯金というところは、なかなか考えづらいところなんですけれども。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 考えづらいというのは、してくれるなということでもいいですか。考えづらいの意味、ちょっと分からなかったです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） その分を、やはりその商品券を出す分をこちらへ回していただいて、電気代とか高騰している部分にという思いなんです。ちょっとうまいことよう表現しませんけれども。

○議長（谷重幸君） 関連ですか。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。質疑なので単純に。この今の関連、その応援業務で経済効果をどれぐらい、波及効果を予測されていますか。当然施策ですのでアウトカムを考えてすべきなので、それはどうですか。

それともう一点、うがった見方かもしれないというふうな前置きを受けて、ちょっと相談と指摘を受けたんですけども、住民には商品券を配る、その商品券は地元の商工業者さんのほうでということ。でも、商工業者さんへも商品券配るんですよね。二重の補助、二重まではいかないけれども、そういうふうになんか言われる方がいらっしゃるんです。そんな点に関してのご説明はありますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 二重の補助というか、住民さんに配りますので、事業所も住民でない方ももちろんおられます。

効果といいますか、やはりその商品券6,000千少し、7,000千ぐらいは町の中で使っていただけますので、やはりそれだけ事業所には入ってくる、そのように考えております。前も第3弾、大体10,000千ぐらいでしたか、その分は全部美浜町で使用さ



れていますので、その分美浜町で使っていただいたというふうに考えておりますので、町で使っていただいているという考えでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今聞き違いか、僕の理解。6,000千、10,000千と言われた。そうでしょう、いや1割だったらやめてしまえと、すみません、そういうことに。単純なあれだったらいいんです。

それと、やっぱり住民の方、もちろん商工業者も住民の方なんで配って、でも、そこで使ってほしいからやっていますと言うんだったら、もうこれも答えいいですわ。そういうふうになるんで。最初のは勘違いですね、6,000千というのはね。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、非常に基礎的なことの質問なんですけど、商品券は各人に配ります。そしたら、その後は、商品券は最終的には町に帰ってくるんですか。そのシステムがちょっと分からないんです。というかその、100枚渡しました、回収率は100%なんですか。

今、関連的に実際的に使いにくいというご意見があるということから鑑みますと、実際的に使わずに置いていらっしゃる方がひょっとしていらっしゃるのかな。そしたら、やっぱり使いにくいのかなというふうな私は感じがしたんで、ちょっとその流れが教えていただければと思います。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

第3弾、令和4年度のみはま応援商品券の実績をまず申し上げます。令和4年の6月1日現在の住民登録者数が6,677名でございました。それで、発送前死亡の方が8名おられまして、受け取り辞退・返却の方が2名おられまして。あと、連絡が取れない方が1名おられまして、受け取りに来られない方が35名おられまして、発行者の合計が6,631名という実績でございます。それで、10千円となりますので、発行額につきましては66,310千円となります。

なお、換金総額につきましては65,429千円となりまして、換金率につきましては98.7%というような実績になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 今まで商品券で、今回で4回目ですか、商品券配られたんが。今までのそういう配って、どこで使われたとかいうデータとかって残っているんですか。どこが一番多かったとか、多分一番多いのは、よってってやと僕は思っているんですけども、そういうどこで、そういうデータとか分かりますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 古山議員にお答えいたします。

結果ということでございますけれども、3回行ってございまして、3回とも業種であれば、食料品の小売、いわゆる業務スーパーよってってという形がトップでございまして、それで、続きましてその他小売という業種になりまして申しますと、W A Yであったり、あとガソリンスタンドであったり、そういうような結果でございます。それと、3位まで申し上げますと、理美容と申しますか、理容・美容院、そういう形で実績のほうが、大体その3つが多いような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 関連ではありません。16ページの総務費のまん中あたり委託料ですか、動画制作委託料を70千円で、この内容を言っていただけますか。

それと、ポケットW i - F i、何か今までない目新しいものなので聞きたいんです。これ、1契約のものなのか、また、どんなステージというか、どんな場合で使用されるのか。

もう一点、複写機の購入、購入というのは初めてのような気がしますが、小さな小型のものを複数台買うのか、例えば今ずっと使っている。なぜ購入体制にされたのか、そのあたりをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、1点目の動画制作委託料です。これについては、毎年、コロナ期間はZ o o mであったんですが、女性の首長さんの協議会が全国的にございます。びじょんネットワークというんですけれども、そこで各市町が、自分のまちを紹介する動画の機会があるんです。そのための動画の作成費用として、予算計上をさせていただいております。

それと、回線使用料なんですけど、先ほどの説明でもポケットW i - F iということで、これは具体的に使い方としましては、各集会場でそういったネットなりを活用して講座なり、研修なりをする際に、そういったネット環境を整えるがためのポケット型W i - F iというのが正しいんですかね、を活用するための予算でございます。

それと、最後の備品購入費につきましては、1階の印刷室においています大型の印刷機なんです。これは平成29年に購入しておるんですが、もう保守も切れてございまして、ちょっと不具合が起きております。今もちょうど修理に出してございまして、代替機を置いている次第で、これをこの際、新たに更新するがための購入費用でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） その70千円でございけれども、そんな紹介のできる、やっぱりせっかく美浜町のそういう紹介の機会が得られるのであれば、それこそもっと。これも意見になるんで言いませんけれども、内容は分かりました。

それと、複写機1階の、分かりますけれども。これ、購入なん。もともと購入されていたんですか。リース、いわゆる債務負担ではなかったんですね。ちょっとすみません、理

解がなく。でも、これも結局、購入した後にまたリース契約というか、メンテ契約が結ばれて、問題なく使用できていくという理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 購入後も保守契約等で効率よく、また業務に活用する予定です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 水産加工販売施設新築工事というところなんですけれども、本ノ脇の直線というんですか、あそこのところへ水産加工の施設ができると。プロジェクトAの一環、煙樹ヶ浜活性化計画の一環であるというふうに思います。

そこで、2点ほどお聞きしたいんですけれども、煙樹ヶ浜加工となったら、地曳網のシラスというふうに私はびんと思うんですけれども、これ今のところ操業していないんで、操業する計画、もちろんあるんでこういうふうになっていると思うんですけれども、いつ頃できるんでしょうか。これ、もう今年度とか、来年度とかでできてると思うんですけれども、それに合わせて操業もせないかんのじゃないかなと思うんですけれども、いつ頃できるか、これ1点。

それと、活性化プロジェクト、煙樹ヶ浜を活性化しようという中で、ここ数か月なんですけれども、煙樹ヶ浜の直線のところにあるオレンジ色の街灯です。あれ夜、8時から9時には消えていましたけれども、夕方はずっとついてたんですが、ここ数か月ついてないんですよ。ついてないように思うんです。これしっかり調べたわけじゃないんで、100%そうやとは言えんのですけれども、ついてないように思うんです。ついてないとしたら理由は、修理のため、機材の故障、いろいろ理由はあると思うんですけれども、その辺、教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 私のほうからは、地曳網についてお答えいたします。

この構想をお話する中で、いろいろとそういう関係者の方も入っていただいてお話をしているところでございまして、資機材等整えていっているというふうなお話は聞いております。

我々としても、どうしてもこういうふうな操業再開というふうなお話もさせていってもらっているような状況でございまして、ただ、いつ頃からというのは明確な返事もいただいておりますので、そこらはまた今後、そういうふうなお話もしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

潮騒かおる煙樹ヶ浜憩いの広場の街灯の件だと認識しておりますけれども、通常ですと、夕方から夜にかけてまして電灯を点灯させていただいているところでございまして、

すみません、ちょっと今切れているという状況ですので、本日すぐにチェックしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 電気のほうは、またよろしくをお願いします。

それと、いつか分からん、操業はいつか分からん。もちろん、町がするわけでないんで、そういういつか分からんのは仕方ないと思います。町としたら、いつ頃していただきたいなという希望とあってありますか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

町としてはということなんですけれども、やっぱり全体的に活性化基本構想の一つのピースでもありますんで、なるべく早いというか、再操業を望むというところはございますけれども、具体的にいつからというのはちょっと答弁としては、相手方もおられることで、ちょっと控えたいなというふうに思います。

○議長（谷重幸君） 議題外にならないように、皆さんお願いします。議題外にならないように、外れないように、議案ですので。8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 24ページのがん患者医療用補整具購入費助成事業補助金なんですけれども、これ100千円ということで、県の100%補助金ということで、町長の気持ちよかったなというのを思ってるんですけれども、これ一応1人について単価どれぐらいなんですかね。お願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えします。

これですけれども、ウィッグ、全頭用で20千円掛ける2名分、あと、乳房補整下着10千円掛ける2名分、人工乳房で20千円掛ける2名分ということで、部位によって変わってきますので、何人というのとはございません。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 今ので大体100千円だったらちょっと分からなかったんで、よかったです。こんなにいろんな形があるということだったら、こういうことは町民の人に、なったら困るんやけれども、やっぱりそういうがん患者になって、欲しいという人がもし増えた場合、増えたらこんなことあってはならんけれども、増えた場合、この100千円の中でもう梓するか、町長の思いでまた一般財源というか、何かそんなんでも寄り添ってくれるのか、その辺のお気持ちを聞きたいです。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） これは今回、当初初めて上げる事業ですので、今県内だと、4月1日にやっているところが3市町なんです。今年度行うというところが、美浜町含めて3市町で、まだ全然処置というか、段階的にまだこれから広がっていく事業

やと思うんですけども、ただ、どれだけ予算を組むかという話だったんで、今やっている3町にも一応確認しまして、これぐらいだったら美浜町でできるんじゃないかなという恰好ですけども、当然これもぎょうさん来ましたら、流用なり、補正なりで当然全てに対応していくつもりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 18ページに、和歌山県人会世界大会ふるさと巡り受入補助金600千円計上されています。先日、NPOの事務局長かな、ちょっといろいろ聞かせていただいたんですけども、10月6日の日にカナダ、メキシコと言っていましたけれども、多分もうほとんどカナダ関係で、前はトロントだけだったんですけども、今回はバンクーバー、BC州のほうからも相当来てくれるということで、一番関わりあるのがバンクーバー、リッチモンドが多いわけで、大変、今後の交流を考えるとありがたいことだと思います。

その中で、県からのあれでは、昼食に1人1千円、そして、夜の歓迎会には1人3千円分、飲み代入れてね、が一応ということをお願いしたいということで来ているそうです。昼はすてぶすとんレストランと下の公民館で2回に分けて、1回両方で40人ぐらいしか食事できませんので、二部制にしてやると。夜は三尾小学校でやるということに決まっているそうです。

その中で、局長がレストランの責任者もやっているんで、昼はともかく、夜はやっぱり3千円でやってもらいたいと、飲み代入れて。となってくると、やっぱり歓迎会ですから、なかなか材料費だけでも相当かかるわけで、人はレストランには四、五人ぐらい従業員がいてるんですけども、その人ももちろん来てもうてもなかなか大変やと。だから、もう臨時に何人か来てもうて、もう朝から夜までフル回転でやってもらわないかんので、今回はもうNPO自体、損得関係なしに県からの要望ですので、何とか。前は、区挙げて大変歓迎して、県からも助成も多かったんでね大変だったです。今回はもうNPOだけでやらないかんということで大変ですけども、何とか頑張らないかんということをおっしゃっていました。

そういう中で、今回600千補助あるということで、だからこの600千の内訳というか、この費用は町としてはある程度これに使ってもらいたいとか、積み上げた結果600千の補助を出すということだったんか。そこたい僕、よう分からんのですけれども、この600千の補助の意味といいますか、担当課で、もしあるなら聞かせていただきたいと思っています。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 鈴川議員にお答えいたします。

和歌山県人会の世界大会ふるさと巡り受入補助金の件についてですけども、前は、令和元年の11月25日に三尾を訪問されまして、日高高校も併せて訪問されまして、地

元歓迎会であるとか、地元交流会は夕食会ですね、実施されたというふうに伺っております。

今回、第2回目の世界大会ということで、本年につきましては議員おっしゃられるとおり、10月の実際は5日から8日にかけてなんですけれども、当町へお越しいただくのが10月6日というふうに聞いてございます。その昼食から夜の歓迎会であったり、夕食会であったり、あと、松原小学校の生徒さんとの交流というふうに今伺っておるところでございます。

なお、人数につきましては、現在のところ66名というふうにお伺いしております、和歌山県全体に来られる数につきましては、約700名というふうに伺っております。

あと、この補助金の600千円の内訳ということでございますけれども、旧三尾小学校を利用させていただこうと考えてございまして、そこに要するテーブルであったり、椅子、もしくはテーブルクロス、それをレンタルでお願いしたいなというふうに考えてございまして、あと、通常も使用しているんですけども、掃除というか、ダスキンさんに掃除をお願いしたいなというふうに考えてございます。あとは、電灯の設備であったり、そういうところのチェックもしたいなというふうに考えてございまして、それを含めましてNPO法人さんの日ノ岬・アメリカ村へお願いしたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 今、町としてこういう費用に使ってもらいたいと、それはもうNPOの事務局長との話の中でそういうことを決まりしているわけですね。分かりました。

言うように何とか、NPO自体なかなか日頃大変な中で、来ていただいたらありがたいし、ちょっとでも使うことによって利益を得たいなという思いもあると思うんですけども、今回はそういう思いでNPOのレストラン関係の人が頑張っているということは、理解していただければありがたいです。

それでもう一点、関係ないことですけども、ALTもちょっと計上されています。例年どおり新しい人が、まだなんです。これから来るんです。夏ぐらいに来て、オリエンテーションとか受けた上で、2学期から授業に来てくれるという。新しいALTがもし決まっておれば、いつもカナダからの女性の方が多いんですけども、どういう方が来られるか決まっておれば発表していただければと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） すみません。もう、決まっているんですけども、手元に資料を持ち合わせてもいけませんので、ここで具体的なお名前等はできないんですけども、女性の方です。カナダ出身。カナダのほうで教職経験があるというふうにお伺いしています。そのぐらいですが、ちょっと記憶としてしかありませんので、申し訳ないです。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 簡潔に幾つか聞きます。24ページの衛生費のところでの火葬炉設

備工事、何かいつになく数字が大きいような気がするので、いかがなのか。また、何か毎年のように数百万計上されているので、何か根本的なものが必要と考えられているのか。

その一つ下の塵芥処理費のところ、カラス云々支給とありましたけれども、これも申請したら全額というか全てくれるのか、何か決まり事があるのか。

それと、その次のページというか26ページ、機構集積支援事業委託費、これは財源内訳をお聞きしたい。

それと、すみません、30ページ。単純に聞くんで、幾つ聞いても大丈夫ですね。商工費のところでは修繕費、キャンプ場の管理棟云々とありますが、修繕ということでありまして、記憶違いだったら申し訳ない。何か以前、ここ身体障害者さん用のトイレか何か、裏か何かにあったような気がするんですが、これはどうなったのか。記憶違いで、なかったよというのは、それはそれで結構です。

それと、36ページの小学校の学校管理費、これはもう小学校云々ということで、学校管理というような観点からしたら、何か運動場の照明について不具合というか、不良というか、不足というか、機能的にというか、何か問題があるように聞いたような記憶があったんで、そのあたりの件に関しては何か考えをされているのかどうか。

以上、数字とかそういうことで、簡単にお答えいただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） まず、環境衛生費の火葬炉設備工事についてですけれども、今年度6,028千円計上させていただいております。斎場につきましては、平成の11年から動いていまして、その中で先延ばしになっていた排気関係のファン、設備ですね、要するに煙を引くファンなんですけれども、やっぱりそういうふうな設備については結構値段が張りまして、今回6,000千という形になっています。例年でしたら4,000千のときとかもあるんですけれども、そのときには火葬炉の炉自体のタイルのやり替えとかということで、定期的に毎年業者さんに見ていただいて、今回どこをしなければならぬか、まだ、延命できるところもあるのかどうかということをチェックした上で、今回もう最終的に、ここはもう最後の最後にやり替えなあかんとなって6,000千になりました。

それと、塵芥処理費の消耗品50千円ですけれども、カラス等の対策ネットですけれども、こちらにつきましては、今5戸以上の場合であれば、ああいう籠の補助金はあるんですけれども、5戸以下については何も補助金とか対策がない状態です。個人の方で対策していただいている状態なんです。やはりここ何年も前からですけれども、固めて出されるところにつきましては、やはり誰もネットをしないと、対策しないままで出ている場合は、やっぱりカラスにつつかれるということでございます。それが多々ありますんで、これは環境的にも悪いということで、何か対策できないかと考えた上で、3戸以上のごみを出されるところに関して、そのところへネット、2m掛ける3mの既製品のネットなんですけれども、それを支給させていただきたいということで、今回予算計上させていただきました。

いております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 機構集積支援事業委託について、その財源についてということですのでお答えいたします。

これは委託料2, 106千円でございますけれども、その上の役務費174千円、それと、その上の需用費34千、これ全てこの事業に係る費用でございます。合計で2, 314千円でございます、県から頂けるこの補助金は2, 313千円ということになりますので、1千円が持ち出しというようなことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

観光費の修繕費ということで440千円計上させていただいているところですが、これにつきましては、煙樹海岸にキャンプ場の管理棟がございまして、本年の4月からキャンプ場を開設させていただいておりますけれども、議員おっしゃられますように、身体障害者のトイレではなくて、管理棟の東西、いわゆる東と西に窓がございまして、そこが現在、差し板の状態でございます。それをシャッターにちょっと替えさせていただきたいというような計上でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今朝も和田小学校のグラウンドの照度についてのお話をお伺いしたところでございますので、適切な照明の照度なのかどうかということから調査に入りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） キャンプ場のところですが、差し板、シャッター分かりました。でも昔、身障者用のトイレなかったですか、これ。裏の倉庫か、小屋に入れている、入っていないか。そこにあつたか何かというような記憶があるんですけども、その点は今もう、この間トイレを新しくいろいろ改修したんで、わざわざそれを用いるとか、そういうことは不必要であるということによろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

キャンプ場のトイレでございますけれども、おっしゃられますとおり、この3月に改修いたしましたトイレの北側に身体障害者のトイレがございまして、そちらにつきましては、前回の改修では、障害者のトイレは改修はしてございません。そのままの状態でございます、現在はちょっと閉めております。



ただ、そのままそれでいいのかという話がございますので、今後ちょっと検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） それで、特段もうそれはそれで分かったんで結構ですけども、あと一個、別の件の。この予算でこれつけてくれたので、聞いてもいいですよ。令和5年度普通会計、経常収支の状況、大丈夫ですね。3月にも当然これついていましたけれども、何もそんな物すごいこと聞くんじゃないんですよ。やはり僕としたら、先輩からの教えであるとか、経験則から、そんな数字だけ言うなというのものもあるでしょうけれども、経常収支比率が111.48。なかなかのなかなかだと思えますが、いろんな状況、いろんなことがあって、もちろん決算ベースは違うでしょうけれども、このあたりについて、取りあえず総括の意見だけ、町長お聞かせ願えますか。この表から。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 経常収支について総括ということですけども、前回よりも経常収支比率が少し上がっております。今回、こうやって肉づけした部分について上がってきているので、そこら辺も今後鑑みながら、やはり住民さんにとっていいような予算計上もしていき、これを気にしながらしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 今の関連ということじゃないんですけども、4年度の財調の話です。財政調整基金19億48,761,613円で、もう何かすばらしい金額で、すごいなと思うんですけども、やっぱり住民さんはどんな還元してくれるのかなというところにすごい関心があると思うんです。

それで、今回2億60,000千、一般分として財調から基金繰入れ、合計で3億20,000千。町長の施政方針と合わせて私見たんですけども、すごくそのとおりに財調使っているなという思いもありました。

今年度の決算してみないと残高とかいうのは分からないので、一概にこれが全部、皆さんに還元ということではないのかも分かりませんが、大体、去年も全国の皆さんのおかげで、ふるさと納税も順調に頂いたので、このような事業もできた。今年はどんなになるかも分かりませんが、大体の計画として、来年度はどれぐらいの感じのものを3億20,000千、今回凄かったんで、これぐらいのもんやっぱり考えているのかなというところもちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

今回も繰入れしておりますけれども、この繰入れをまた戻せるような形でいければいいなというふうには思っています。でも、まだいろんな施策がある中で、やっぱりこれはせ

んなんとなったら、また、それも繰入れが多くなると思いますので、そこら辺はまたご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 大まかな聞く前に聞いたらよかった。すみません、34ページの消防費、備品購入費42,707千円、内容はお聞きしました。これ、よく地元のこういう関連の方からご相談を受けたんでお聞きするんですが、これ指名競争、それとも一般競争はないでしょうけれども、そのあたりはどんなふうなシステムを考えていらっしゃいますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

消防施設費の備品購入の消防車両の購入費でございますけれども、本予算をお認めいただいた後に指名競争入札を予定してございまして、入札の後に、また議会を開いていただいて、議決をいただいた後、着工にかかるというような手はずでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そのときでも、我々にまた聞く機会がなかったらと思いましたが、額が小さければ、指名競争の指名先というのは、やはり当然にして、美浜町内の業者さんという理解でよろしいですね。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

例年でいきますと、町内業者というのは入れておらないわけですがけれども、今回につきましては、町内業者も含めまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 令和5年美浜町議会第2回定例会に追加提案いたしました議案第8号について、提案理由を申し上げます。

議案第8号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,653千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億21,034千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず、令和5年第2回臨時会においてご承認賜りました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について、新たに令和5年度の住民税均等割が非課税の方に対して支給することとなりましたので、対象児童1人につき5万円の支給と、去る6月2日から3日にかけて、台風2号に伴う大雨の影響により町内において発生した被害に対応するための費用及び予備費の補正でございます。

以上、本定例会に追加提案いたしました議案第8号について、提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,653千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億21,034千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず、令和5年第2回臨時会においてご承認を賜りました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について、新たに令和5年度の住民税均等割が非課税の方に対して支給することとなりましたので、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児につきましては二十歳未満の児童を対象としまして、1人につき5万円を支給する補正と、去る6月2日から3日にかけて台風2号に伴う大雨の影響により、町内において発生した被害に対する対応をするための補正でございます。

3ページ、第2表 地方債補正の追加は、大山谷川災害復旧事業によるものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金453千円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費と事務費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

繰越金、前年度繰越金5,200千円の追加は、財源調整でございます。

町債、災害復旧事業債1,000千円の追加は、公共土木施設災害復旧事業債で、大山谷川災害復旧事業に充当いたします。充当率は100%でございます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ、民生費、児童福祉費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費453千円の追加は、役務費は、郵便料と口座振替手数料でございます。負担金補助及び交付金450

千円は、対象となります低所得の子育て世帯の児童1人につき50千円を支給する費用でございます。対象者への支給は、7月25日を予定してございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持費1,400千円の追加は重機借上料で、台風2号に伴う大雨の影響により西川が増水し、町道入山周囲1号線、入山周囲2号線が冠水、土砂が堆積いたしました。通行上支障となる土砂につきましては、美浜建設業組合の協力で撤去いたしました。道路側溝や排水管にも大量の土砂が堆積していますので、その撤去に要する費用でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費1,000千円の追加は委託料で、三尾地内を流れる大山谷川の護岸石積みが3mにわたって崩落したため、今後、災害復旧工事を行うための測量設計に要する費用でございます。

予備費3,800千円の追加は、今回の大雨の対応で土砂の撤去費や、入山分館の空調設備及び隣接地の整地費用を予備費から充用しましたので、補填するものでございます。

添付資料といたしまして、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第6号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,687千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億46,931千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は、事務費繰入金2,687千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費2,687千円の追加は、人事異動に伴う人件費2,478千円の追加と、人間ドック健診委託料209千円、7名分の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第7号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業収益、給水収益13,438千円の減額、営業外収益、消費税及び地方消費税還付金7千円の減額、雑収益13,768千円の追加でございます。

営業収益、給水収益13,438千円の減額は、電力・ガス・食料品等の価格高騰支援策として、水道料金の基本料金を令和5年7月分から令和5年9月分の3か月間免除する額12,540千円と、メーター使用料を同期間免除する額898千円でございます。

営業外収益、消費税及び地方消費税還付金7千円の減額は、通勤手当の減額によるものでございます。雑収益13,768千円の追加は、給水収益で減額となる額13,438千円と、免除に伴う料金システム改修料330千円を一般会計から繰入れていただくものでございます。

収益的収入の補正額は323千円の追加で、水道事業収益合計は1億29,067千円となっております。

次に、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費102千円の追加は、人事異動等による給料21千円の減額、手当369千円の減額、法定福利費162千円の追加と、基本料金及びメーター使用料の免除

に伴う料金システム改修料330千円の追加でございます。

収益的支出の補正額は102千円の追加で、水道事業費用合計は1億18,235千円となっております。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として228千円を減額し、26,095千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億38,817千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時四十一分休憩

—————・—————

午前十一時四十二分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思っております。ご異議あ

りませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時四十四分閉会

お疲れさまでした。